

津島市天王川公園 公募設置等指針及び指定管理者募集要項 説明会

令和3年11月25日（木）

津島市 建設産業部 都市整備課

1

1 事業の概要

(1) 事業の目的 [P1]

●本事業の趣旨

P-PFI業務と指定管理者業務を一体的かつ効果的・効率的に行う民間事業者を募集・選定し、民間のアイデア、ノウハウ、資金を活かして、**サードプレイス**及び**観光資源**として天王川公園の魅力を向上させる。

●主な課題

- ①飲食店も無く、来園者の滞在時間が短い。
- ②駐車場が不足。
- ③藤まつり、天王祭以外は、十分に活用されていない。

※[P●]は、公募設置等指針及び指定管理者募集要項の頁数

2

1 事業の概要

●主な目的

- ①来園者の滞在時間を伸ばし、憩いの増進(例：家族連れがランチを挟んで一日公園で過ごす。)、新たな楽しみ方(例：朝の体操の後にモーニングで交流)を提供。
- ②駐車場不足の解消。
- ③公園全体の質の高い管理運営。
- ④藤まつり・天王祭の一層の魅力向上。
- ⑤その他イベント開催等による通年の賑わい創出。花を活かした公園の魅力向上(桜、彼岸花等)。
- ⑥収入の増加・管理運営経費の縮減。

3

1 事業の概要

●特に期待していること

・通年の賑わい創出

※藤まつり、天王祭の時だけ賑わうことは望んでいません。

・収入の増加

※単に、安く維持管理運営いただくことは望んでいません。

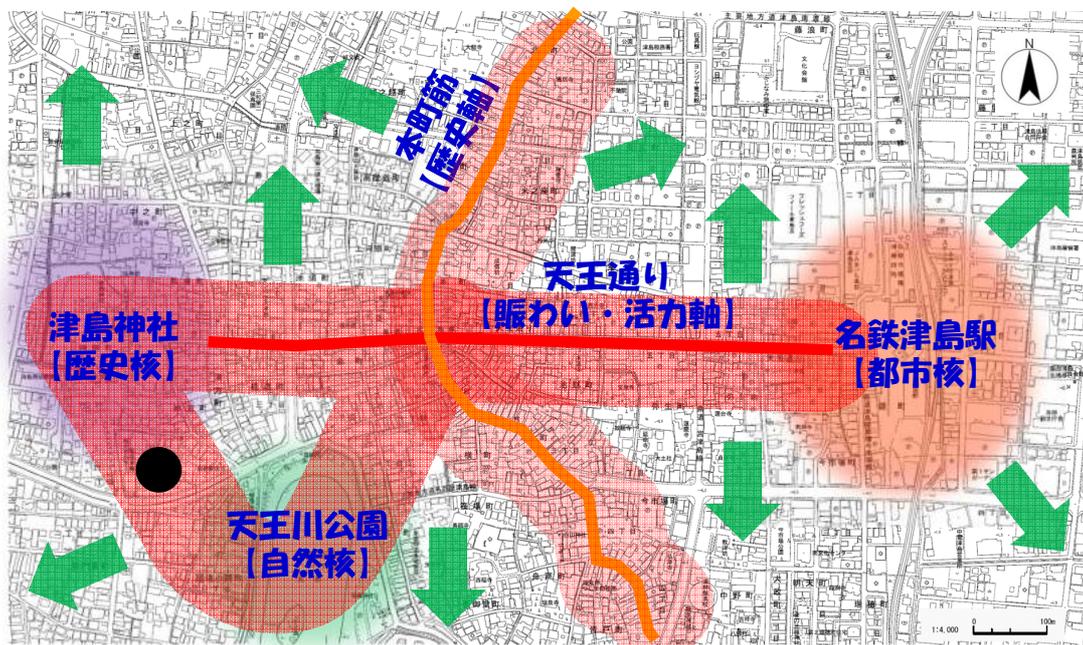
※藤まつり全体、天王祭の一部の運営を指定管理者に移行します。臨時駐車場の収入も指定管理者の収入とします。公園使用料も指定管理者の収入とします。どんどん稼いでください。そして、市の収入(納付金)も増やしてください。

4

1 事業の概要

●津島駅西地域のまちづくりの展望 [参考資料1]

3核・2軸 →主要回遊動線 →エリアに波及



●わざ・語り・伝承の館



↓ 令和2年度廃止

津島神社は、本市を代表する観光資源の一つです。この魅力をさらに磨き上げるため、わざ・語り・伝承の館を含めた周辺の公的不動産を活用して賑わいを創出し、天王川公園と併せて新しい魅力として市内外へ発信するとともに観光交流に繋がる事業を進めます。

1 事業の概要

(3) 事業範囲 [P4]

- 1) 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- 2) 特定公園施設の設計業務
- 3) 特定公園施設の建設業務
- 4) 特定公園施設の譲渡業務
- 5) 利便増進施設の設置及び管理運営業務
- 6) 指定管理による公園全体の管理運営業務

1 事業の概要

(5) 事業対象区域 [P6]

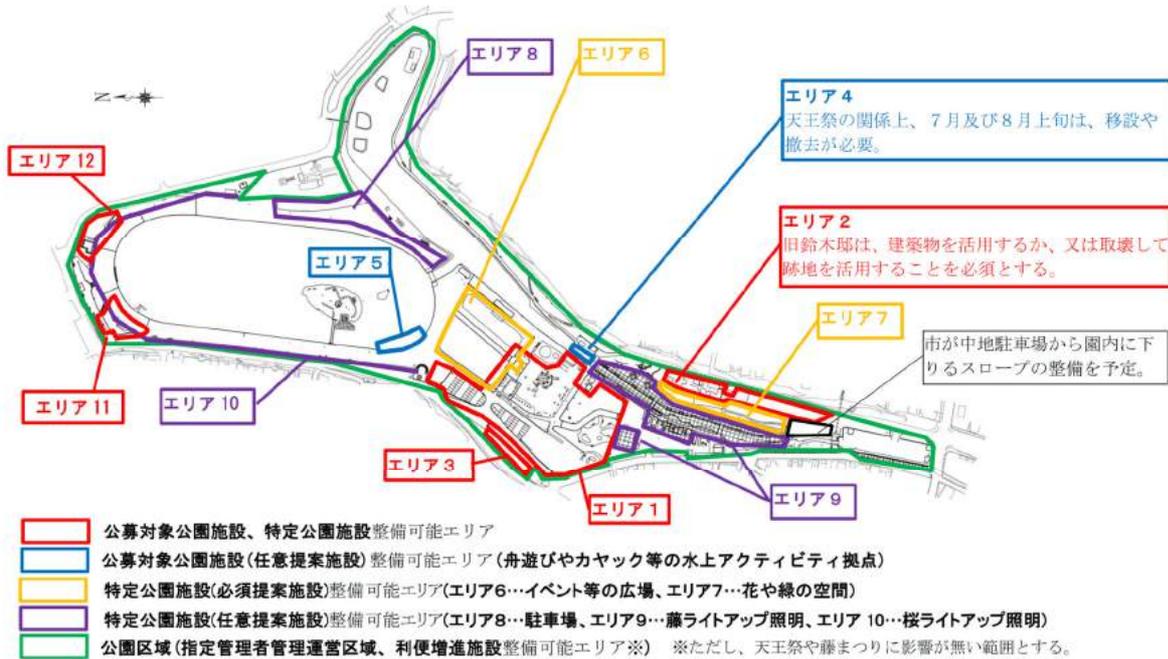


図 2 事業対象区域図

1 事業の概要

(7) 事業期間 [P8]

2022年(令和4年)7月頃に予定している公募設置等計画の認定日から2042年(令和24年)3月末までの**約20年間**

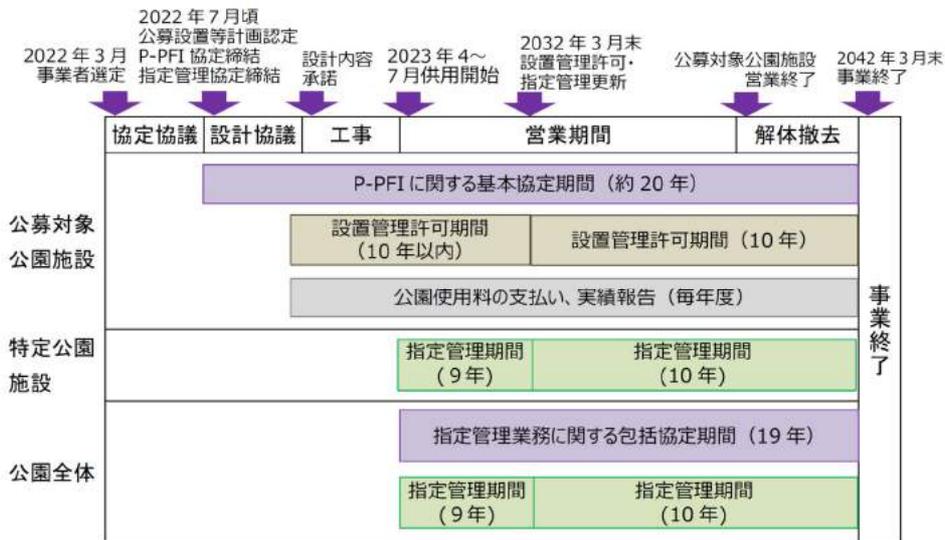


図 3 事業期間

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類 [P9]

1) 必須提案施設(令和5年7月前半(天王祭前)までに供用開始)

カフェ・喫茶店又はレストランの両方又はいずれか

※複数の店舗が入る建物の提案も可能

2) 任意提案施設(令和8年4月上旬(藤開花前)までに供用開始)

①遊戯施設(遊具、舟遊場など。魚釣は禁止)

②教養施設(体験学習施設など)

③便益施設(カフェ・喫茶店又はレストラン等の飲食店、売店、宿泊施設など)

※任意提案施設は、提案が無くても申請可能です。



必須提案施設:カフェ・喫茶店、任意提案施設:レストランの提案も可

※必須提案施設: レストラン、任意提案施設: カフェ・喫茶店の提案も可

9

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(2) 公募対象公園施設の整備可能エリア [P9]

1) 必須提案施設…エリア 1

2) 任意提案施設…エリア 1、2、3、11、12

3) 任意提案施設(水上アクティビティを提案する場合)…エリア 4、5



公園利用者が最も多いエリア 1 : カフェ・喫茶店(必須提案施設)

眺望が最も良いエリア11又は12 : レストラン(任意提案施設)

の提案も可

※エリア 1 : レストラン、エリア11又は12 : カフェ・喫茶店の提案も可

10

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

●エリア11, 12の拡大図 [参考資料36 (P229)]

- ・盛土する場合は、園路を11m以上確保。
- ・エリア12は、天王祭の神事斎場からの眺望を確保できるように、青枠内は、盛土しての建物の建築は控えてください。
- ・桜を伐採する場合は、新たに桜を植樹する等、景観に配慮してください。



11

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

●売店、ボート小屋、スワンボート(エリア11)

- ・令和5年3月末までに設置者の自己負担で撤去いただくように調整済。



12

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

●休憩所・大木(エリア11)

- ・ 休憩所の建替、改修、移設等を認めます。
- ・ 休憩所横の大木の伐採を認めます。



13

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

●トイレ・スロープ(エリア12)

- ・ トイレの建替、改修、移設等を認めます。
- ・ スロープを無くすこと(廃止)を認めます。



14

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(3) 公募対象公園施設の条件 [P9]

1) 設置に関する条件

ア 共通事項

【基本事項[P9]】

b **風致地区**であること等を踏まえ、景観に配慮した配置計画、色彩、意匠としてください(建物高さ15m以下、参考資料7(P18)参照)。

【汚水の排水先[P10]】

k 下水道が無い区域ですので、浄化槽の設置が必要となります。ただし、エリア11、12は、周辺道路の下水道への接続が可能です(参考資料37参照)。接続を検討する場合は、津島市上下水道部工務課と十分に調整してください。

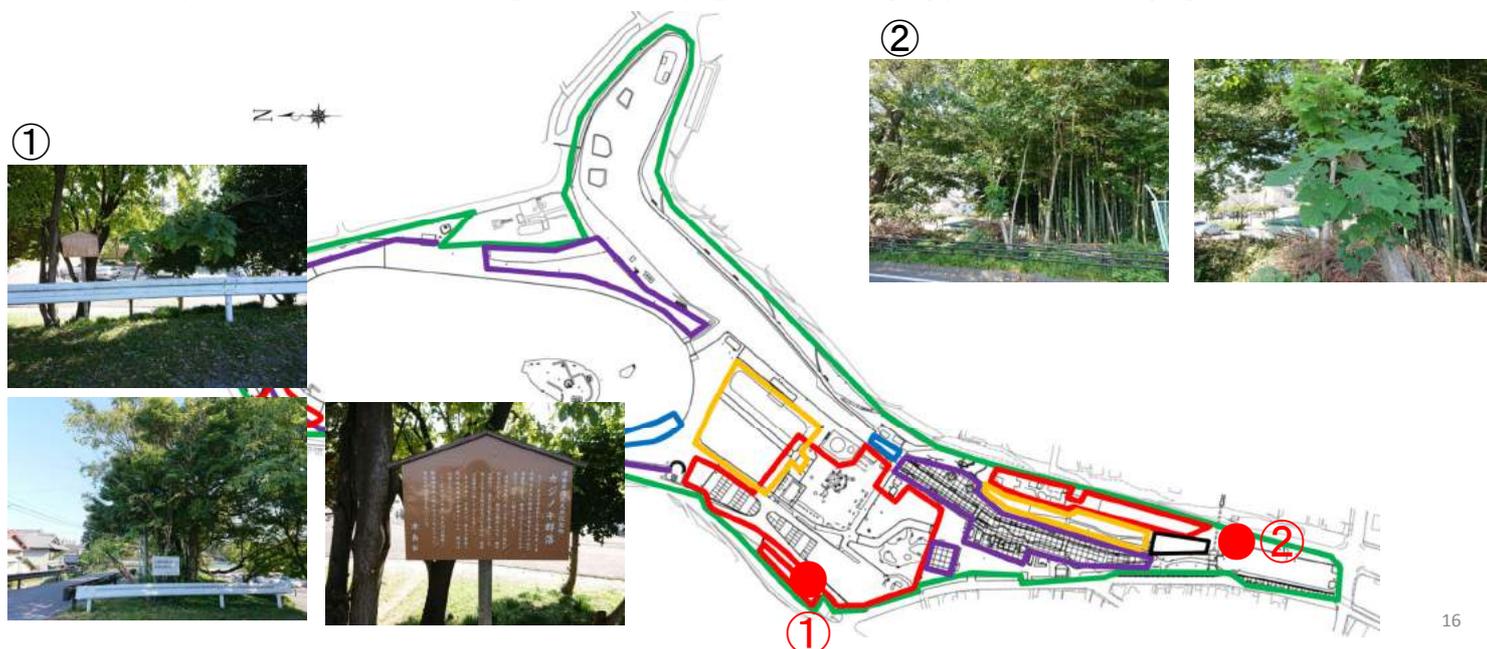
※下水道接続の相談があることは、都市整備課と工務課で調整済。

15

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

【木の伐採、石等の撤去[P11]】

・カジノキ群落(市指定文化財[天然記念物])2箇所の伐採不可。他は伐採可。



16

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

【専用駐車場[P11]】

u エリア11、12は、公募対象公園施設に付随する専用駐車場の整備を認めます。ただし、専用駐車場の面積についても、公募対象公園施設に係る設置管理許可の使用料が必要となります。また、北側道路は県道になりますので、乗入口等の工事を行う場合は、愛知県の承認が必要となります。

【バーベキュー施設[P11]】

v レストラン又はカフェ・喫茶店と一体的なバーベキュー施設は、レストラン等の一部として、設置を認めます。単独でのバーベキュー施設の設置は、公園の歴史的風情を著しく乱す恐れがあるため、認めません。なお、期間限定でバーベキュースペースを設置する場合は、指定管理者の自主事業〔7〕自主事業 ウ通年事業(自主事業)【通年の賑わい創出】として提案してください。

17

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

イ 必須提案施設のカフェ・喫茶店又はレストランの個別事項[P11]

a 緑や水、天王祭、藤等の天王川公園特有の風景を眺望できる座席や屋外スペースを配置してください。屋上やテラス等でバーベキューが出来る建物の提案も可能です。

※任意提案施設のカフェ・喫茶店又はレストラン(例:エリア11、12)にも天王川公園特有の風景を眺望できる座席や屋外スペースを配置いただくことを期待しています。

18

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

2) 管理運営に関する条件

イ 必須提案施設のカフェ・喫茶店又はレストランの個別事項 [P13]

b 営業開始時間は、朝のラジオ体操等に励む方が利用できるように配慮してください。

※現状、午前6時頃に集合して準備体操を開始し、午前6時40分頃にラジオ体操を終えて解散している。

c 津島市には、モーニングサービスの文化が根付いていますので、必須ではありませんが評価基準の一つとして評価します。

d 天王川公園が天王祭や藤まつりの会場であること、津島市の抹茶文化、特産品(いちご、津島麩など)等を活かしたメニューは、必須ではありませんが評価基準の一つとして評価します。

e 全国展開し、全国的に認知度があるチェーン店は、上記cのモーニングサービス、dのメニューの提案が無くても、利用者の満足度向上等に繋がる運営方法として評価します。

※上記eは、出店者の幅を広げるために設けていますが、市は特段全国チェーン店に拘っている訳ではありません。申請者の考えに基づき、天王川公園に相応しい店舗を提案してください。

19

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額 [P13]

公募対象公園施設の使用料:450円/m²年 以上

※工事期間中も使用料が発生します。

5) 公募対象公園施設の収益還元 [P13]

公募対象公園施設の収入(売上額)の一部を市へ還元(納付金)してください。収入(売上額)の市への還元率(%)及び還元額(円)を提案してください。ただし、実際の還元は、還元率は固定とし、還元額は収入(売上額)の実績に応じて変動する(収入の増減に応じて還元額も増減する)ものとします。

20

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(4) 特定公園施設の建設に関する事項 [P14]

1) 必須提案施設

- ア 公園管理事務所
- イ 駐車場
- ウ 駐輪スペース
- エ イベント等の広場
- オ 花や緑の空間

令和5年4月1日に供用開始

2) 任意提案施設

- カ 藤ライトアップ照明
- キ 桜ライトアップ照明
- ク その他(園路、トイレ、遊具等)

令和6年4月1日迄に供用開始

※任意提案施設は、提案が無くても申請可能

21

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

4) 特定公園施設の条件

ア 共通事項

【基本事項[P14]】

e 公募対象公園施設や特定公園施設の整備により、既存のトイレ、休憩所、遊具等の施設を取壊が必要な場合は、同等以上の代替施設の整備又は移設をしてください。

【旧鈴木邸[P15]】

g エリア2の旧鈴木邸は、建築物(蔵も含む。)を活用するか、又は取壊(ブ
ロック塀、北西の石積、庭の石や木等の撤去も含む。)して、跡地に特定公園
施設を整備してください(公募対象公園施設として活用する場合を除く。)。な
お、旧鈴木邸は現行の耐震基準を満たしていませんので、建築物を活用する場
合は、耐震工事を実施してください。

22

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

・旧鈴木邸の跡地に特定公園施設を整備する場合は、母屋、蔵に加えて、ブロック塀、北西の石積、庭の石や木等も撤去してください。



23

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

イ 公園管理事務所(エリア2、3) [P16]

e 旧鈴木邸に保管している資材を移転するスペースを設けてください。移転先のスペースは、公園管理事務所と別箇所にしても構いません(現地案内会で資材の量を確認できるようにします。)

ウ 駐車場(エリア1、2、3、8、11、12)

【共通事項 [P16]】

b 公募対象公園施設の整備等による駐車場の利用台数の増加も鑑み、**公園利用者の駐車場が不足しないように、より多くの台数を整備**してください。

【エリア1 [P17]】

e 乗用車の駐車場(平時)を80台以上(現況45台)確保してください。ただし、大規模イベント開催時には、駐車場の一部を観光バスの乗降や転回場所として利用できるように整備してください(大規模イベント開催時は、駐車台数が80台未満になって構いません。)

24

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

●観光バスの想定進入ルート

- ・天王川公園南側を東西に走る県道津島蟹江線の江東歩道橋交差点からの進入を想定。現状、観光バスは、初詣の時にこのルートで天王川公園に侵入している。



25

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

●観光バスの想定進入ルート

- ・市は、イベント時に脱着式の車止めを外し、観光バスが進入・転回することを想定している(あくまで市の想定ですので、申請者の考えに基づき提案してください。)



26

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

【エリア 2、3 [P17]】

h 旧鈴木邸の跡地等を活用し、合計で乗用車の駐車場(平時)を55台以上(現況45台)確保してください。



27

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

【エリア 8 [P17]】

k 常時駐車場を拡幅して利用できるように整備していただいて構いません(任意)(仕様書16図面③、参考資料 8 (P20) 参照)。



通常時(29台)



拡幅時(桜開花時、66台)

28

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

エ 駐輪スペース(エリア1) [P18]

a 現状、休憩所(中央広場)周辺に多い日には無造作に30~50台程度駐輪されています。藤まつり、天王祭の時は、中央トイレの浄化槽の上(右側写真の位置)を、駐輪スペースとして案内しています。浄化槽付近の低木は伐採していただいて構いません。



29

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

オ イベント等の広場(エリア6) [P18]

- a 天然芝や人工芝等を整備してください(整備方法は任意)。
- b 既存のパーゴラ(野外ステージ南側)は、そのまま残してください。
- c 野外ステージ及び休憩所は、改修や建替していただいて構いません。



b パーゴラ



c 野外ステージ



c 休憩所

30

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

オ イベント等の広場(エリア6) [P18]

d コンクリート広場は、取壊しや改修していただいて構いません。

e エリア中央を南北に走る通路は、無くして構いません。



d コンクリート広場



e 通路

31

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

カ 花や緑の空間(エリア7) [P18]

a 市は、開花時期が藤に近い芝桜やツツジ等を植付けて、藤と一体的に楽しめる空間にしてはどうかと考えています。あくまで市の考え方ですので、申請者の考えに基づき、提案をしていただいて構いません。

b 日当りを良くして藤の樹勢の回復及び竹林の倒木による事故を防ぐため、竹は撤去してください。

c 樹木は適当に間伐してください。全部撤去することも認めます。



b 竹



c 樹木

32

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

カ 花や緑の空間(エリア7) [P18]

※駐車場との境のネットフェンス(緑色)は建替や改修いただいて構いません。



ケ その他施設[P19]

b 中央トイレの匂いの改善を望む声が度々聞かれますので、良い方法があれば、改善してください(任意)。

33

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

5) 市による特定公園施設の整備費用の負担[P19]

ア 市が負担する費用は、必須提案施設において、9割未満で上限額7,200万円。

表 4 特定公園施設の整備費の負担

特定公園施設の整備内容	市の費用負担
公園管理事務所 駐車場 駐輪スペース イベント等の広場 花や緑の空間	費用の9割未満で、上限額 72,000 千円(総額) (消費税及び地方消費税を含む。)
藤ライトアップ照明 桜ライトアップ照明 その他(園路、トイレ、遊具、 休憩所等)	無し

34

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

(6) 管理運営(指定管理者)に関する事項 [P21]

2) 指定管理者が行う業務の範囲 [P22]

- ア 行為を許可すること。
- イ 行為の許可を受けた事項の変更を許可すること。
- ウ 行為の許可に条件を付けること。
- エ 臨時駐車場の利用を許可すること。
- オ 臨時駐車場の利用の許可に条件を付けること。
- カ 臨時駐車場の利用できる日及び利用時間を定めること。
- キ 行為許可及び臨時駐車場の利用料金を徴収すること。※
- ク その他天王川公園を維持管理し、及び運営すること(藤まつりの運営を含む)。

※行為許可及び臨時駐車場の利用料金は、指定管理者の収入となります。

●指定管理者業務から除く範囲[管理運営業務仕様書P3]

都市公園法第5条の「公園管理者以外の者の公園施設の設置等」に関すること及び法第6条の「都市公園の占用の許可」に関することは、市が行う。

35

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

4) 藤まつり全体及び天王祭の一部の運営移行 [P22]

ア 従来、観光協会が自主運営してきた藤まつり全体及び天王祭の一部の運営は、令和5年度から指定管理者に移行します。

イ 認定計画提出者(指定管理者)は、令和4年の藤まつり及び天王祭の現地確認を行うとともに観光協会から祭に関わる業務の引継ぎを受け(観光協会が指定管理者に指定された場合を除く。)、令和5年から円滑に運営できるようにしてください。観光協会から認定計画提出者(指定管理者)への引継ぎは、市も連携して行います。

※藤まつり、天王祭の関係者・地域との調整は、市も連携して行います。関係者への挨拶回りも一緒に行います。特に市外の法人におかれましては、調整を不安視されると思いますが、市も一体となって行いますので、ご安心ください。

ウ 藤まつりは、指定管理者業務とし、主催者は津島市(指定管理者)とします。

エ 天王祭は、指定管理者の自主事業とします。車楽舟行事や津島神社の神事、観覧舟、市から観光協会への委託事業は、従来どおり各団体が実施します。

36

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

5) 臨時駐車場の前提事項 [P23]

ア 利用日時・料金等

c 指定管理者は、臨時駐車場の箇所(範囲)、開設日、時間、駐車料金の金額を、津島市都市公園条例に基づき、**市の承認を受けて定めます。なお、平時の駐車場利用は無料です。**

d 市は、有料の臨時駐車場の開設時期を藤まつり、天王祭(P-PFIで整備した駐車場への露店等の駐車)、年末・年始と想定しています。

e **桜や彼岸花の開花時期にイベント等を開催して集客力が向上すれば、臨時駐車場の開設が必要**になってくると考えています。ただし、彼岸花は、開花面積が狭く(参考資料43参照)、密度も低いため、**丸池周辺の堤防法面に彼岸花を植付けて**魅力を向上させる必要があると考えています。桜や彼岸花の開花時期のイベントや彼岸花の植付け等の提案(任意)がある場合は、「7) 自主事業 ウ通年事業(自主事業) 【通年の賑わい創出】」で提案してください。なお、市は**桜や彼岸花の開花時期の集客力を向上させたい**と考えています。

37

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

6) 藤まつりの運営(指定管理者業務) [P25]

7) 自主事業

イ 天王祭(自主事業) [P27]

現状の祭の運営方法を踏まえ市の考え方をお示ししましたが、あくまで市の考え方ですので、申請者の考えに基づき、提案をしていただいて構いません。

38

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

ウ 通年事業(自主事業) [P29]

【通年の賑わい創出 [P29]】

- a マルシェ等の定期的に公園の賑わいを創出する事業を提案してください。また、どのように検証を行い、継続して発展させていくか記載してください。市はPDCAサイクルが重要と考えています。
- b 天王川公園には、桜、藤、睡蓮、彼岸花等の花の美しい風景があります。指定管理者には、天王川公園の花の魅力向上に取り組むとともに、積極的なPRにより公園の集客力を向上させていただくことを期待しています。
- c 桜や彼岸花の開花時期のイベントや彼岸花の植付け等の提案がある場合は、上記a、bに含めて提案してください。
- d 夏季のビアガーデン等の提案も可能です。
- e 期間限定でバーベキュースペースの設置は認めます(スペース貸のみも可)。ただし、申込制にする等、公園の歴史的風情を著しく乱すことが無いように運営してください。また、公園周辺の民家に煙の影響が無いように運営してください。

39

2 公募対象公園施設等の設置及び管理運営に係る事項

【地域の活性化 [P30]】

- a 津島駅西地域を活性化する事業を提案してください。指定管理期間が19年と長いので、地域の一員として、地域と連携して活性化に取り組んでいただけることを期待しています。

9) 指定管理者の収益還元 [P30]

指定管理者の収入(自主事業含む。)の一部を市へ還元(納付金)してください。収入の市への還元率(%)及び還元額(円)を提案してください。

※天王川公園外(観光バス含む。)の臨時駐車場は、市と指定管理者で密に連携して関係機関と調整していく必要があるため、対象外とします。

40

3 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格 [P31]

2) 申請者の資格 [P31]

ク 公募対象公園施設の運営と公園全体の管理運営を一体的かつ効果的・効率的に行えるように、代表法人、公募対象公園施設の運営を行う法人、公園全体の管理運営業務を実施する法人は指定管理者になることを必須とします。設計及び監理業務を実施する法人と建設業務を実施する法人は負担軽減のため、指定管理者になることを任意とします。

ケ 申請法人等の内で、地元業者の割合等は定めません。

41

4 公募の手続きに関する事項等

(1) 日程 [P34]

現地案内会	令和3年11月26日(金)
質問受付	令和3年11月29日(月)～12月10日(金)
質問書回答	令和4年1月14日(金)(予定)
公募設置等計画の受付	令和4年2月14日(月)～令和4年2月22日(火)
プレゼンテーション(事業者選定)	令和4年3月29日(火)
公募設置等予定者の通知	令和4年4月頃
特定公園施設の予算の議決※	令和4年6月
指定管理者の指定の議決※	//
公募設置等計画の認定	令和4年7月頃
公募設置管理制度に関する基本協定締結	令和4年7月頃
指定管理に関する包括協定締結	令和4年7月頃

※令和4年4月に津島市長選挙が実施される予定ですので、令和4年第3回津島市議会定例会での予算措置となります。予算が可決されなかった場合、事業者選定を無効とします。

42

4 公募の手続きに関する事項等

(4) 説明会・現地案内会参加者名簿 [P35]

法人が申請グループの編成をスムーズに行えるように参加者名簿を作成し、提供します。参加者名簿への掲載及び提供を希望される場合は、様式B「参加者名簿掲載情報(エクセル)」を提出してください。

提出期限：令和3年11月29日(月) から令和3年12月10日(金) まで

提供日：令和3年12月17日(金)までに提供

提供方法：参加者名簿に情報を掲載する法人のみに名簿をメールで送付します。

(6) 追加資料の貸与 [P36]

公園平面図のCADデータ(DXF形式)の貸与を希望する方に、貸与します。貸与を希望される場合は、様式C「追加資料貸与申込書(エクセル)」を提出してください。

受付期間：令和3年12月10日(金)午後5時15分まで

貸与方法：データを書き込んだCD-Rを順次郵送します。

※貸与を受けた資料については、本事業の応募の目的のみに使用するものとし、公募設置等計画等の提出時に返却すること。

※公募設置等計画等の提出を見送る場合は、令和4年2月22日(火)までに返却すること。

43

4 公募の手続きに関する事項等

(10) 審査方法等 [P39]

3) 評価の基準 [P40]

・表6 [P41~P45] の評価項目及び評価の視点に沿って評価を行います。また、申請者の提案事項と市が提案を求めたい事項の乖離を抑制するため、市が提案を求めたい事項を併せて表6に記載しましたので参考にしてください。

・共通事項(10項目):80点、P-PFI(11項目):130点、指定管理(10項目):90点、合計(31項目):300点満点。

・配点は重視度に応じて、5点、10点、15点の3段階。

・評価は「大変良い：5点(10点)[15点]、良い：4点(8点)[12点]、普通：3点(6点)[9点]、あまり良くない：2点(4点)[6点]、良くない：1点(2点)[3点]、無記入：0点」の5段階。

・5名の委員の評価点の合計点が最も高い者を公募設置等予定者、2番目に高い者を次点者とする。ただし、評価点の合計点が満点(1,500点)の60%(900点)に満たない場合は、該当者なしとする。

44

4 公募の手続きに関する事項等

●特に重視する項目(15点の項目)

- ①事業実施期間(約20年間)が長いため、「1.(2)事業実施体制の財務体質」を重視する。
- ②公園利用者の利便性、賑わい創出等に影響が大きいと考えられる「1.(6)施設の配置計画」を重視する。
- ③公園の通年の魅力向上・集客に影響が大きいと考えられる公募対象公園施設の「2.(1)1)整備計画」、「2.(1)2)管理運営計画」を重視する。エリア11、12からの眺望が良いので「2.(1)1)②カフェ・喫茶店・レストラン」の座席や屋外スペースを重視する。
- ④特定公園施設は、通年の集客に影響が大きいと考えられる「2.(2)1)②駐車場」、「2.(2)1)③イベント等の広場」を重視する。
- ⑤「3.(3)①藤まつりの臨時駐車場の運営」は、藤の開花状況に応じた駐車料金、平日の駐車料金を安価にすることによる土日祝日の渋滞緩和、市民の優遇を強く求めたいので重視する。
- ⑥藤まつり、天王祭の賑わいだけでなく、通年の賑わい創出を最も重視しているため、イベント等は、「3.(4).2)①通年の賑わい創出事業」のみ15点とする。

※「3.(4).2)②地域活性化」は、天王川公園外との連携であるが、指定管理期間が19年と長いので、地域の一員として、地域と連携して活性化に取り組んでいただきたいので、5点ではあるがあえて項目立てした。

45

4 公募の手続きに関する事項等

●特に重視する項目(15点の項目)

- ⑦市の収入増も図りたいので、「2.(1)4)公募対象公園施設の収益還元」、「3.(7)指定管理の収益還元」を重視する。
- ⑧価額評価は、市の収支への影響が最も大きい「3.(6)指定管理料の価額評価」のみ15点とする。
- ⑨「2.(3)P-PFIの収支」は、収益施設の持続的な経営に大きく影響するので重視する。

46

終わりに

天王川公園の魅力向上、ひいては津島の魅力向上のため、事業参画の検討をよろしくお願いします。